

令和4年度 大分県社会保険協会事業計画書

令和2年に始まった新型コロナウイルスの感染拡大は、ワクチン接種をはじめ薬剤の承認等、収束に向けた施策が行われているところですが、いまだ収束の目途が立たず、大分県の重要な産業でもある観光業等に与える影響は大きいものがあります。

この様な中、当協会の各事業に与える影響も少なからずありますが、当協会の定款に定める目的である社会保険制度の普及促進に取り組んでいく必要があります。

今、少子化、高齢化は着実に進行しており、我が国の公的年金制度及び医療保険制度の安定した運営に与える影響は大きく、国においては、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく各種施策を講じています。また、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築するための検討会議を開催して、令和2年12月に「全世代型社会保障改革の方針」を取りまとめています。

令和2年6月に公布された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」の一部が令和4年4月、10月と施行されることになっています。

また、医療保険制度については「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和3年6月に公布され、生涯現役で活躍できる社会づくりの推進のため、健康づくり、重症化予防の強化等にも取り組むとされています。

いずれも、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置としての法改正であり、すでに施行されている事項、また、今後施行が予定される事項等、その改正内容の周知徹底並びに適正な届出等の広報活動等が、これまでに増して重要になると思われます。

このことから、日本年金機構年金事務所及び全国健康保険協会大分支部並びに大分県社会保険委員会連合会等の関係機関と連携を密にし、会員事業主はもとより、被保険者及び被扶養者等への広報活動事業を実施するとともに、健康づくり事業及び体育奨励事業など被保険者等の健康と福利の増進に寄与するための各種事業も併せ積極的に実施することとします。

1. 社会保険制度の普及推進を図るための啓発事業(継続事業1)

事業主、被保険者等に対し、公的年金制度及び健康保険制度の周知徹底を図り、社会保険事業の円滑な運営に資するため、次の広報活動及び啓発活動を実施する。

(1) 広報誌の発行

広報誌「社会保険おおいた」を発行し、年金制度及び健康保険制度のしくみや法律改正の内容、年金事務所や全国健康保険協会への届け出が必要な届書の記入方法や提出時期などの事務手続き等についての情報を迅速かつ的確に提

供する。

なお、広報誌「社会保険おおいた」は、社会保険制度の普及を図るため、会員事業所を始め、県内の各年金事務所、全国健康保険協会大分支部の窓口にも備え置き、来訪者にも広く配布するとともに、本会のホームページに掲載して周知徹底を図る。

「協会だより」を4月及び6月に発行する。

(2) 事務講習会等の開催

社会保険適用事業所の事務担当者を対象に社会保険制度説明会を開催し、社会保険制度の内容や事務手続き、法律改正の内容等について周知することにより、事務担当者の制度に対する知識の向上及び事務処理の適正化を図る。

なお、社会保険制度説明会の開催にあたっては、日本年金機構年金事務所及び全国健康保険協会大分支部の協力を得ながら実施する。

また、実施にあたっては、広報誌「社会保険おおいた」及び本会ホームページに掲載案内を掲載するほか、各年金事務所にも周知の依頼を行う。

2. 被保険者等の福利増進及び健康の保持増進に関する事業(継続事業2)

被保険者等の健康に関する知識の習得、健康意識の高揚を図るとともに、疾病の早期発見、早期治療を促すことにより医療費の上昇を抑制し、健康保険制度の健全な運営に資する。

また、健康についての職場環境を整え、被保険者が心身ともに健康で働くことによって、会員事業所の安定的な労働力の確保に資する。

特に、全国健康保険協会管掌健康保険の保険料率については、全国平均の10%を超える保険料率となっており、被保険者等の健康づくり事業を積極的に行う必要があることから、全国健康保険協会大分支部等の関係機関と協調し、各種事業を効果的に実施する。

(1) 保健師等による事業所における健康づくり指導講習会

社会保険適用の事業所における被保険者等に対し、保健師、健康運動指導士、管理栄養士等による講演、実技指導、体力測定等の健康教育を実施し、健康に対する意識の高揚を図り、もって、被保険者等の健康の保持増進に資する。

(2) 保健師による健康相談

事業所内において、保健師による生活習慣病予防健診等の健診結果に基づく個別の健康相談を実施し、生活習慣の改善指導を行う。

(3) 生活習慣病予防健診の受診の促進

疾病の早期発見・早期治療を促すため、広報誌「社会保険おおいた」により、被保険者及び被扶養者に対する生活習慣病予防健診、特定健診の受診促進を図る。

(4) 健康づくりセミナー

社会保険適用事業所の事務担当者を対象に「健康セミナー」を開催し、健康に対する知識の向上を図るとともに、事業所の被保険者に対する健康づくりへの意

識高揚等に役立ててもらおう。

(5) 健康づくりDVDの貸出し

事業所内において、健康に関する知識の習得、健康意識の高揚を図るため、健康づくりDVDの貸出しを行う。

3. 社会保険制度の普及促進事業(その他事業1)

(1) 年金委員及び健康保険委員への支援

事業所の年金委員及び健康保険委員に対し、社会保険に関する情報誌等を配付し、事業所内における被保険者等からの各種相談に役立ててもらい、制度の普及を図る。

また、年金委員、健康保険委員で組織された、大分県社会保険委員会連合会及び各年金委員会等と連携を密にし、年金委員・健康保険委員による普及活動等の強化に努める。

(2) 年金相談・年金シニアライフセミナーの実施

事業所内において、年金受給を控えた被保険者等に対し、年金の見込額、受給手続き等、具体的な年金相談を実施する。また、事業所において一定年齢以上の被保険者等を対象に、充実したシニアライフを送れるよう、社会保険全般の知識、退職後の生きがい、家庭経済及び健康の保持増進等に必要な知識を提供するため、年金シニアライフセミナーを実施する。

なお、実施にあたっては、全国社会保険委員会連合会等の協力を得ながら行う。

(3) 参考図書の配布

社会保険制度の内容や事務手続を解説した参考図書を随時配布し、制度の周知に努める。

(4) 日本年金機構年金事務所、全国健康保険協会大分支部等関係団体との意見交換並びに情報提供を行う。

4. 被保険者等の健康づくり及び福利増進事業(その他事業2)

被保険者等の心と体の健康の保持増進を図るため、次の事業を実施する。

(1) 第27回健康ウォーキングを開催する。

(2) 第27回社会保険ミニバレーボール大会を開催する。

(3) 被保険者等の福利増進及び健康増進を図るため、海の家・山の家を開設する。

(4) 健康保険委員会等が実施する健康づくり事業等への後援

(5) 施設優待事業の実施

(6) 健康寿命日本一おうえん企業の取り組み

5. 社会保険事業等の円滑な推進に寄与する団体への協力

本県社会保険事業の円滑な推進に寄与している大分県社会保険委員会連合会の事業活動に協力し、被保険者及び被扶養者等の福利の増進に努める。